

美祢市立秋吉小学校「いじめ防止基本方針」

平成28. 4月作成

平成29. 10月一部改訂

令和3. 4月一部改訂

令和4. 4月一部改訂

1 「いじめの定義」と「いじめに対する本校の基本認識」

(1) 「いじめ」とは(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識をもち、全ての児童が「いじめのない明るく、楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 本校のいじめ防止・根絶基本方針

- 1 いじめを許さない、見過ごさない学級・学年、雰囲気づくりに努める。
- 2 分かる授業を通して、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、教育相談やアンケート調査など様々な手段を講じる。
- 4 いじめの早期解決のために、当該児童の安全・安心を保証するとともに、学校内だけでなく教育委員会や各種団体、専門家などと協力をして、解決にあたる。
- 5 保護者・地域に学校のいじめ防止対策を周知し、いじめは許されないという考え方をはっきりと知らせる。いじめが起きた場合は、学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 人権が尊重された学校づくり

児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるように、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(2) 分かる授業づくり（主体的・対話的で深い学びのある授業づくりによる学力向上）

教師一人ひとりが分かりやすい授業に心がけ、児童に、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、できた喜びや自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう授業改善に努める。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

① 道徳教育の充実

子どもが「心を開き、心を磨き、心をつたえ合う」ことができる道徳教育の充実を図るとともに、特に「命の大切さ」や「人権意識の高揚」についての指導を行う。

② 規範意識の醸成

「きまりを守ること」「節度のある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」等、子どもの心身の成長の過程に即した指導を行い、子どもが集団生活や社会生活において、それぞれの段階で守るべき規範に基づき、主体的に判断し、行動できるよう、重点的な指導を行う。

- ③ 主体的な体験活動の充実（人となつながら自己有用感や自尊感情を育む活動、いじめを自分の問題として考える機会となる活動）
- あいさつ運動
 - 異学年とのふれあい・委員会活動、なかよし班活動、草炎太鼓
 - コミュニケーション力の育成・トークタイム
 - 様々な人との関わり・ふるさと学習、地域の方から学ぶクラブ活動 等
- ④ いじめに関する計画的な研修の実施
- いじめに関する教職員間での共通理解の徹底、いじめ問題への速やかな組織的対応、いじめ防止根絶に繋がる授業づくり等について、校内研修の中に位置づけ、計画的に研修を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団活動をする場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解決に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、またはいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせたとしても、いじめの可能性があると教職員は敏感でなくてはならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つこと。

- ・ しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。

- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

(山口県いじめ防止基本方針より)

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、職員会や終礼等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

- ④ 毎週末の「いじめアンケート」を行うことにより、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ いじめ防止・根絶強調月間（10月）教育相談月間（6・10・2月）には、児童への教育相談と共に、スクールカウンセラーと連携し、保護者対象の教育相談も行う。また、学校のいじめ防止対策基本方針や学校のいじめ防止の取組等について、保護者、地域へ知らせ、いじめ根絶・防止を呼びかける。
- ⑥ 県教委作成の「問題行動対応マニュアル」「ストップ！！いじめ～今日からできる10のポイント」を活用するなどして教職員の意識を改善する。

（2） いじめに対する早期対応

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下学校全体の課題として全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を迅速、綿密に行い、正確な事実確認をした上で、いじめられている児童の心の安定や身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちに対しても、いじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、学校運営協議会委員や教育委員会や各種団体、専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や教育相談担当者やスクールカウンセラー等と連携を取りながら、指導を行っていく。

（3） いじめの解消について

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ① いじめに係わる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらずいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人およびその保護者に対し面談等により確認する。

（4） 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ防止・根絶に向けた学校の取組を、家庭や地域に知らせ、いじめ防止・早期発見の大切さについて共通理解を図り、一丸となっていじめ防止・根絶に向かっていく意識を高めていく。
- ② いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を一層密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導に生かし問題解決を図る。
- ③ 教育委員会や外部専門家等関係機関と協力し早期解決を図る。

（5） 情報モラル教育の充実

- ① 警察機関、ネットアドバイザー等を活用した、情報モラル研修会を実施する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ対策委員会

いじめが発生した時、招集し、早急に対策を講じ、解決に向けて取り組む。

校長、教頭、生徒指導、養護教諭、教育相談、校内C o、S C、

学校運営協議会副会長、P T A会長